

## 製品安全データシート (MSDS)

2011年4月23日 発行

作成日 2001年 5月11日  
改訂日 2009年10月 1日 ( 8版 )

### 1. 製品及び会社情報

製品名 FL-102 N  
紙基材フェノール樹脂積層板

会社名 フタムラ化学株式会社 名古屋工場

住所 愛知県海部郡大治町大字西条字笠見立1番地1

担当部門 フェノール積層板事業部 品質管理係

電話番号 052-444-2735 FAX番号 052-444-2931

緊急連絡先 052-444-2731

整理番号 FL-1030

### 2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 : 化学的に安定  
健康に対する有害性 : 特になし  
環境に対する有害性 : 分解性はない

ラベル要素

絵表示又はシンボル :



注意喚起語 : 警告

危険有害性情報 : 可燃性固体

### 3. 組成・成分情報

単一物質・混合物の区分 : 混合物  
化学名又は一般名 : フェノール樹脂積層板 (自然色)  
化学式又は構造式 : フェノール類とホルムアルデヒドの反応した三次元構造物  
成分、含有量、官報公示整理番号及びCAS No. :

成分名	重量%	官報整理番号	CAS No.	備考
クラフト紙・リントナー紙	50.0			有害性なしとする
フェノール樹脂	48.9			有害性なしとする
フェノール	0.3	3-481	108-95-2	主成分(未反応成分)
その他	0.8			
合計	100.0			

## 4. 応急措置

吸入した場合	:	粉塵等を吸入した場合は、直ちに吐かせて医師の診断を仰ぐ。
皮膚に付着した場合	:	手洗いを行う。
目に入った場合	:	粉塵等が目に入った場合は、清水で流し医師の診断を仰ぐ。
飲み込んだ場合	:	直ちに吐かせて医師の診断を仰ぐ。

## 5. 火災時の措置

消火方法	:	種類は、一般可燃物火災に該当し、窒息、冷却、抑制で消火できる。
消火剤	:	ABC粉末消火剤、泡消火剤等
消火を行う者の保護	:	風上で消火活動を実施。一度火が着くとよく燃えるので、近寄らない、又異臭も少し有

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	:	該当しない
環境に対する注意事項	:	回収し焼却する

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	:	基材本体の有害性についての、注意事項はない。 但し、切断加工、穴明加工、切削加工の時には、粉塵が発生するので発散しない様、集塵装置を設置する。加工時の粉塵が直接皮膚や喉に触れると、かゆみや刺激を覚える事があるので、防塵マスクや保護メガネを着用する。 粉は、粉塵爆発の危険があるので、火気に近づけない。
保管	:	直射日光の当たる所、温度の高い所は避ける。（変色する） 湿度の高い所は裂ける。（絶縁性能が低下する） 冷暗所で、温度、湿度が低い場所が最適です。 包装を開封したものは再包装する。（物性低下、そり、ネジレ防止の為）

## 8. 暴露防止及び保護措置

暴露軽減対策	:	切断、穴明け、切削加工時には、集塵装置を設置し、粉塵を吸入しない様にする。
・ 保護具		
呼吸器の保護具	:	防塵マスク 等
手の保護具	:	手袋 等
目の保護具	:	保護メガネ 等

## 9. 物理的及び化学的性質

・ 外観	形状	: 板状
	色	: 黄褐色
	臭い	: かすかなフェノール臭
物理的及び化学的性質		
	P H	: 該当しない
	発火点	: 435 °C
	密度	: 1.334
	水に対する溶解性	: なし
	溶媒に対する溶解性	: なし

## 10. 安定性及び反応性

熱硬化性プラスチックなので、常態下では長期にわたって安定している。

他物質との反応性は特にない。

避けるべき条件 : 可燃性に分類されるので、他の着火源から遠ざける。  
高温多湿な場所

## 11. 有害性情報

・ 急性毒性	:	] 該当しない
・ 局所効果	:	
・ 感作性	:	
・ 慢性毒性	:	
・ 発がん性	:	
・ 催奇形性	:	
・ 生殖毒物	:	

## 12. 環境影響情報

- ・ 分解性 : ① 100°C以上の温度が継続してかかると、分解ガス(水分、フェノール類、ホルムアルデヒド)が少量発生する。  
② 水中に長期間放置すると、分解成分(フェノール類、ホルムアルデヒド)が溶出する。
- ・ 生体蓄積性 : 該当しない
- ・ 生能毒性 : 該当しない
- ・ その他 : フェノール樹脂積層板は、一般的には食品衛生法  
昭和34年厚生省告示 第370号  
昭和57年厚生省告示 第20号 に適合する。

---

### 13. 廃棄上の注意

---

「廃棄物処理及び清掃に関する法律」の産業廃棄物・廃プラスチックに該当する。廃掃法に従って産業廃棄物処理業者、もしくは地方自治体が処理を引き受けている場合は、地方自治体に委任し処理する。

又、焼却処分する時は管理された焼却設備を用いて廃掃法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法に沿って処理する。

---

### 14. 輸送上の注意

---

- ・ 梱包材が、破れないように、水濡れや乱暴な取扱いを避ける。
  - ・ 火気、高温度の物体を避ける。
- 

### 15. 適用法令

---

廃棄物の処理及び、清掃に関する法令 : 産業廃棄物

廃プラスチックに該当

---

### 16. その他の情報

---

- ① 記載内容の取扱い : 記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂される事があります。  
記載内容は情報提供であり、保証するものではありません。

- ② RoHS 指令 (2003/2/13付 EU官報掲載)

: 対応済

6物質(Cd・Pb・Hg・Cr<sup>+6</sup>・PBB・PBDE)は、規制値以下です。

---